

千葉都市モノレール事業推進協議会設置・運営要綱

(設置)

第1条 都市モノレール事業の円滑な推進を図り、千葉市として実施すべき施策について検討するため、千葉都市モノレール事業推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 都市モノレールの延伸事業に関すること。
- (2) 都市モノレール施設の維持管理及び設備更新に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、都市局を担任する副市長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、都市局長の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会議の招集を必要と認めたときは、会長に会議の招集を請求することができる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 4 推進協議会は、別表1に掲げる委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(検討部会)

第6条 推進協議会は、検討部会を置くことができる。検討部会は必要に応じて推進協議会に報告し、指示を受ける。

- 2 検討部会は別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会に会長を置く。
- 4 検討部会長は、都市部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 検討部会は、会長が主宰する。
- 6 検討部会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(庶務)

第7条 推進協議会及び検討部会の庶務は都市局都市部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 1 (推進協議会)

委 員
都市局を担任する副市長
都市局長
総合政策局長
建設局長
都市部長
土木部長
道路部長

別 表 2 (検討部会)

委 員
都市部長
交通政策課長
政策企画課長
都市計画課長
路政課長
維持管理課長
道路計画課長